

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準のマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.2、3.4.5 及び 3.4.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。